

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

「無料で点検します。」に注意！！（点検商法）

相談事例

近所で屋根工事をしているという業者が突然訪ねてきて「お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検しましょうか。」と言われた。



無料なら、と思いみてもらったところ「このままだと雨漏りして大変なことになる。すぐに修理したほうがいい。今なら特別に安くする」と言われ、その場で契約した。後になって息子に相談したら工事費が高すぎると反対された。

ひとつことアドバイス

無料点検後に「このままだと大変なことになる」などと不安をあおり、「今だけ特別に値引きする」と言って工事契約を結ばせる手口です。

- その場で判断せず、身近な人に相談する。
- 数社から見積もりをとる。
- 契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。消費生活センターへ早めに相談してください。

※ 屋根のほか外壁・床下・水道・排水管なども無料点検によるトラブルの相談が寄せられています。

カニの電話勧誘販売にご用心！（送りつけ商法）

相談事例

心当たりのない業者から、「以前カニを買ってもらったから」と電話がかかってきた。「今だけの特別価格です」などと、しつこく勧誘されたが、困りますと言って電話を切った。

ところが昨日、業者から「クール便でカニを送った」と電話があった。代引き配達のようなのだが、どうしたらいい。



ひとつことアドバイス

年末が近づくと、海産物の勧誘電話を受け、「断ったのに送られてきた」「強引に契約をさせられた」「キャンセルしたいが業者と連絡取れない」などの相談が寄せられます。

- 不要な電話勧誘はきっぱりと断る。すぐに切る。（電話勧誘販売の再勧誘は、法律で禁止されています。）
- 断ったのに商品が届いたら、商品を受け取らない。代引き配達には支払わない。念のため業者の名称、住所、電話番号をメモしておく。
- 強引な勧誘で購入することに同意してしまった場合でも、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます